

令和 2 年第 1 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和 2 年 2 月 19 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和2年第1回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和2年2月19日（水曜日）午後2時51分開会

議事日程

令和2年2月19日（水曜日）午後2時51分開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員の選任
 - 日程第6 議案第1号ないし議案第6号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員の選任
 - 日程第6 議案第1号ないし議案第6号
-

出席議員 15名

1番	鈴木康仁君	9番	小倉博君
2番	大和田寛樹君	10番	宮嶋謙君
3番	村上泰道君	11番	櫻井繁行君
4番	関口忠男君	12番	長島幸男君
5番	徳増千尋君	13番	笹目雄一君
6番	高野要君	14番	市村文男君
7番	鈴木行雄君	16番	今野貴子君
8番	櫻井健一君		

欠席議員 1名

15番 島岡宏明君

法121条により出席した者

管理者	今泉文彦君	会計管理者	諸岡広明君
副管理者	島田穰一君	事務局長	遠藤正志君
副管理者	坪井透君	所長	三橋信一君
副管理者	根本博文君		

職務のため出席した者

係	長	古渡	正好	君	主	幹	金子	桂子	君
主	幹	加藤	譲太	君					

令和2年2月19日（水曜日）

午後2時51分開会

○議長（関口忠男君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、先の土浦市長選挙で当選されました安藤真理子君が、組合規約第8条第2項の規定により、令和元年11月22日から副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、小美玉市において、任期満了に伴う議会議員選挙が行われ、令和元年12月2日開催の小美玉市議会定例会で、次の方々が本組合議会議員に選出されましたので、ご報告いたします。

長島幸男君、笹目雄一君、市村文男君、以上でございます。

新たに組合議会議員となられました方々の議席は、ただいまご着席の議席をもって、仮議席といたします。

次に、監査委員から、令和元年11月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	諸 岡 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	遠 藤 君
副 管 理 者	坪 井 君	所 長	三 橋 君
副 管 理 者	根 本 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（関口忠男君） 日程第1，議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は，会議規則第3条第1項の規定により，議長において指定いたします。

12番 長島幸男君

13番 笹目雄一君

14番 市村文男君

以上であります。

日程第2 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に，日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は，会議規則第111条の規定により，

16番 今野貴子君

1番 鈴木康仁君

の両名を指名いたします。

日程第4 監査委員の選挙

○議長（関口忠男君） 次に，日程第4，監査委員の選挙を行います。

本件は，監査委員1名が欠員となっているため，組合規約第10条第2項の規定に基づき，選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定に基づき，指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，選挙の方法は，指名推選によることに決しました。

監査委員に，市村文男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま，議長において指名いたしました市村文男君を，監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

市村文男君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

市村文男君から、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（市村文男君） ただいま、ご指名をいただきました市村でございます。議会は是々非々でございますから、一生懸命努力をして務めたいと思います。よろしく願います。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員1名が欠員となっているため、組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、長島幸男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました長島幸男君を、議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 議案第1号ないし議案第6号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、議案第1号・令和2年度湖北環境衛生組合一般会計予算ないし議案第6号・湖北環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについてを一括して議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 令和2年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、議案の説明に先立ち、令和2年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年は、台風などの自然災害が頻発し、地球温暖化等の影響から、自然災害の規模や威力が年々大きくなっております。幸いにも、当施設には被害は発生しませんでした。県北の方のし尿処理施設ではいまだ復旧のめどがたっていない状況にあり、当組合において、いつ同じような状況になるか分かりませんので、大規模な災害に備えた危機管理の重要性を、改めて認識しておるところでございます。

一方、現下におけるわが国の経済状況は、内需を中心に穏やかに回復しているところであり、各構成市においては、自主財源や普通交付税が減少している財政状況とな

っております。

さて、令和2年度の予算編成にあたりましては、歳入総額の9割強を、構成市からの負担金で賄われている現況を踏まえ、事務事業全体の見直しをさらに推し進めながら、引き続き無駄を省いた効率的かつ安定した施設管理運営に努めることを基本的な考えとして臨んだものであります。

改めて、議会、議員各位の皆様のご理解、ご協力の下、安全で適正な施設運営ができますことを、改めて感謝申し上げ、今後も皆様と共に歩む組合運営を目指して参ります。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・令和2年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、420,730,000円といたすものでございます。

前年度より40,399,000円の減でございます。

歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金403,858,000円・前年度比40,262,000円の減、使用料及び手数料6,839,000円・前年度比144,000円の減、繰越金10,000,000万円・前年度と同額でございます。諸収入33,000円・前年度比7,000円の増でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,613,000円・前年度比62,000円の増、総務費29,690,000円・前年度比832,000円の減、衛生費388,123,000円・前年度比3,255,000円の減、公債費4,000円・前年度比36,374,000の減、なお、この大幅な減額は、汚泥再生処理センター建設に係る財政融資基金の17年にわたる償還が終了したためでございます。予備費1,300,000万円・前年度と同額といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて（令和元年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号））。

本件は、焼却施設から出る排ガスを浄化するバグフィルタに不具合が生じ、緊急に修繕を行う必要があったため専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,780,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,909,000としたものでございます。

次に、議案第3号・専決処分に対し承認を求めることについて（令和元年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第2号））。

本件は、令和元年12月13日付で、損害賠償請求住民訴訟事件が和解にて終了し、代理人弁護士との契約において報酬金の支払いに伴い専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ473,559,000としたものでございます。

次に、議案第4号・湖北環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号・湖北環境衛生組合人事行政の運営等の公表に関する条例を制定することについて。

本件は、「地方公務員法」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況に関し公表すべき事項を整備するものでございます。

次に、議案第6号・湖北環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて。

本件は、地方公務員制度の改正に伴い、一般職の会計年度任用職員の給与等の規定を整備するものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず初めに、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

初めに、3番、村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 3番村上泰道でございます。通告出しました2項目について順次お尋ねしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目でございます。湖北環境衛生組合自治振興助成金の交付についてお伺いいたします。こちらの助成金の内容について、まず、あの、どの様な形でこの助成金が成り立ったのか、その背景と目的をお尋ねをいたします。

そして、2点目といたしまして、執行状況についてお尋ねをいたします。過去の資料を拝見いたしますと、平成の29年よりこの助成金についての予算化が少なくとも確認した範囲でございます。

しかし、決算におきまして、過去に執行された形跡がございませんでした。地元の住民の方より、この助成金について現在未執行である旨のお話を伺いまして、まずはその事実の確認をしたいと思っておりますのでお尋ねをいたします。

また、過去において、こちらの助成金が執行されていなかったのであれば、なぜ今まで執行されていなかったのか、その理由についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（関口忠男君） 事務局長、遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 私から、湖北環境衛生組合自治振興助成金についてお答えを申し上げます。

この助成金につきましては、し尿処理事業に対する住民の方々の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るために交付するもので、平成30年度に新たに設けたものでございます。助成対象となる地域は、東府中地区、行里川地区及び東大橋地区の3地区で、交付対象者はそれぞれの地区の区長となります。

また助成となる対象は、地区内で実施される事業経費の一部、地区内の交通安全対策事業及び生活環境に係る経費でございます。

執行状況といたしましては、平成30年度は交付申請がなく、今年度につきましても2月18日現在申請は出てございません。

以上となります。

○議長(関口忠男君) 3番、村上泰道君。

○3番(村上泰道君) ただいま、助成金について概要と現在までの執行状況についてお尋ねをいただきました。

現在執行されていないということで、申請がされていないというご説明をいただきましたが、地元の方のお話を伺いますと、申請の事前協議、まああの、事前に相談に伺う段階でなかなか申請に足が踏み出せなかった、というお話も伺っております。

また、今ご説明ありましたように、助成金の交付対象者が地区の区長ということでございました。この地区の区長というのは、石岡市区長及び協力員条例というものに基づいた区長でございます。こちらの第3条第1項に区長の役割として、地元の区長の役職務について、地元の要望等の取りまとめというものがございます。それに則った対象者としての区長の役割というふうに私は認識しております。

この助成金の交付にあたりまして、まあ一部にはですね、交付に対して別なご意見をお持ちの方がおられるという話も伺っております。

しかし、まあ日本は民主主義国家でございます。区長による単独行動がされては困ってしまいますけれども、例えば、地区のコンセンサス、地区の合意が得られているような、例えば総会であったり、そのような所で地区の意思確認がきちんとされていれば、十分こちらについて助成が対象されるものであるというふうに私は認識しております。この様な正式な手続きに則った申請に対しては、逆にですね、申請に対するアドバイスを行う等、こちらの先程の目的、地元の地区の自治振興に諮る事業であれば、積極的な予算の執行に向けて事務局のご努力もお願いしたいというふうに思っております。こちらについて、まあ交付条件に対しては明確な添付書類についての説明もございましたけれども、やはりなかなか地元の方には分かり辛いところもあるかと思えます。しっかりとしたアドバイスの中で、こちらの助成金の執行に向けた執行部の取り組みをお願いしたいと思います。

また、助成金の額についての記載については、管理者が当該年度の予算の範囲内で決定するというふうに触れられているだけでございます。まあ過去に執行がないということでありましたが、今後の執行に向けた、これらの明確な内部規定等を定めるなど、分かりやすい運用に向けて今後も取り組まれて頂きたいというふうに思います。

こちらの申請に対して、まあ今後、地区からあった場合の積極的な運用については是非取り組んでいただきたいというふうに思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

○議長(関口忠男君) 事務局長，遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 村上議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、助成金の交付対象は確かに各地区区長となっております。しかしながら、この助成金につきましては先ほどの答弁で申し上げましたとおりに、設立の目的やその助成の対象につきましては、それぞれの地域の住民の方々の生活と非常に密接な関係にあると考えております。従いまして、区長のみならず、まず地区の住民の方々、多くの方々にこの助成金についてご理解をしていただき、それぞれの地区のルールや手順に沿って助成金交付に対する意思形成を図っていただきたいと考えております。

また、議員ご指摘がございました助成金の執行にあたりましては、住民の皆様の声を聞きながら、分かりやすく説明などを行って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 3番，村上泰道君。

○3番(村上泰道君) ありがとうございます。それでは質問の第2項目に移りたいと思います。

質問の第2項目は、先月に行われました全員協議会についてでございます。令和2年1月22日開催の全員協議会の報告内容についてお尋ねをいたします。

全員協議会におきましては、管理者より、まあご説明を頂いた中で不明瞭や分かり辛い点がございましたので、その点について何点かお尋ねしたいと思います。

まず、管理者の報告されたところによりますと、昨年10月16日、1人の職員が1人の議員より暴行の疑いがありましたという、まず冒頭のあいさつの中で、その後10月から11月、12月にかけて複数回の正副管理者会議を開催したという説明がございました。その中で、最大限の努力をいたしました、また、早い段階で和解の道を探ったというようなお話がございました。冒頭に、暴行の疑いがあるというような前提をした中でですね、複数回の正副管理者会議を実施した。

[高野要君着席・出席議員15名]

○3番(村上泰道君) また、最大限の努力をされたというふうにご説明がございました。こち

らの、最大限の努力というものは一体何をされたのか。努力をするということは、まずこちらの事実があったからという前提があるのではありませんか。

また、和解の道を探ったという説明に関しましても、事実がなければ和解はしようがございません。これは管理者の中で、事実があったという確認がされた中でのこういったご説明であったのかお伺いをいたします。

その後、第三者からの告発、また、当事者からの被害届が出されたということのご説明があったのち、最後に二度と起こさないようにというようなご説明がございました。何度も申しますが、最初にですね、前提条件が不確定であったにもかかわらず、内容については事実があったものとして説明を私たちは受けました。さらに、最後には、二度と起こさないようにということでもありますので、これは管理者の中で事実前提の元にこちらの説明会が行われ、また、正副管理者と共に複数回の会議を行い、それについての説明をされたというふうに認識いたしますが、こちらに対しての最初の説明、全員協議会について内容を今おさらいしましたが、管理者の認識はどのようにされていたのかをお尋ねをいたします。

○議長(関口忠男君) 管理者、今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 村上議員のご質問にお答えいたします。

まず。

〔「ゆっくりやってくれや」と呼ぶ者あり〕

○管理者(今泉文彦君) 全員協議会での答弁であります。その中で事件と疑われる案件というふうに私は申し上げまして、その経過について述べたわけであります。その段階では、現状を認識するという作業を重ねていたわけでございまして、3回の正副管理者会議においても、その努力を行っていたというわけでございます。

〔「何しゃべっているかわからねえよ」と呼ぶ者あり〕

○管理者(今泉文彦君) その中で、職員を通常の職務に専念できるようなことを考えなくてはなりませんので、3つ、その中で対応策を練ったわけでございます。

1つは、実際あった事案の記録をしっかりと残すということでございます。

それから、まあその段階で聞き取り調査をした事実を受けて、外部からの色々な働きかけ、あるいはそういう行為に対して的確に適切に組織として対応できるような対応策を考えてきていること、それを準備しました。

それから、当事者がいるわけでありましてけれども、その両面から接触を防ぐための措置を考えなくてはならないのかなということに対して、どういうことができるかということをお正副管理者会議で諮ったわけでありまして。まあそういった中で事態が動いていきまして、その推移を見守ってきたということがございます。

以上がそういう経過になります。

〔「答弁漏れです」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) 答弁漏れなんだよな。

○3番(村上泰道君) 経過は伺っておりますが、認識についてお尋ねいたしました。認識について。

○管理者(今泉文彦君) このようなことは二度と起こらないようにということに対しての認識がございます。いずれにしても多くの皆さんを巻き込んで、1つの事案になったわけでありますので、そういうことがないように、平穏な結果に収まるようにということで考えております。

○議長(関口忠男君) 3番, 村上泰道君。

○3番(村上泰道君) ただいま、管理者から説明を伺いましたが、経過についてはさらに詳細な経過を伺いました。現状の確認の努力ということ、また、当該職員に限らず、職務に職員が専念できるように3点について取り組みましたということで説明を伺いました。

まあこれらも含めてですね、何もないかというふうには受け取ります。普通は考えるのではないかというふうには受け取ります。

まあこちらについて、正副管理者会議を複数回実施し努力された、まあ和解の道を探ったと。第三者からの告発、被害届、こちらの事件が起こったとされる、最初にご説明をいただいた10月16日から、被害届が出されたのが12月の6日でございます。約60日間の日時が経過したわけでありましてけれども、管理者として、トップとしての考え方について、最後の2回目までですでお伺いいたします。

管理者は市長という他の肩書も持った、様々な職責に就いて、個別な案件に対して意見を述べるのも確かに控えなければならない立場にもございます。

しかし、当該事由が発生したのは、管理者として組織のトップに立つ中で、その組織内で起こった事案であります。まあ言葉悪く言いますと、悠長に事実確認をしているという第三者的な目線で物事を捉える、そういう立場ではなかったはずで。当事者、被害者、被害届を出された当事者、また、組織のトップとして管理者は、最大限の努力というのは事実確認はもちろんそうですが、何か事由が発生した場合、第三者的な立場ではなく被害者と思われる方と同じ目線に立って、リーダーとしての職責を全うするのがリーダーとしての一番の職責ではないかというふうには感じております。

これは、沢山の肩書が持つがゆえの弊害かとは思いますが、少なくともこの議場の中では、今泉文彦という管理者は、この湖北環境衛生組合の事務のトップでございます。その職員に対する事由が発生した場合、第三者的事由の捉え方ではなく、当事者としての意識を持って物事に取り組まなければならなかったのではないのでしょうか。この60日間という時間が、最大限の努力の結果というふうには言われてしまえばそれまでですが、私としてはもっとリーダーシップを発揮した中で、アクションを起こせたのではないかというふうには感じております。

最後お伺いしますが、管理者としてこの湖北環境衛生組合の事務が的確に執行できるよう

に、まあ二度と起こさないようにという説明の中には、私はまあ色々な所に配慮された最大限の発言かなとは思いますが、そもそも起こったことがおかしいのかなというふうに、二度と起こさないと思われる、疑わしいことが起こったことがそもそもおかしいというふうに思いますが、そういったことがあった場合は職員側の立場に立ち、管理者としての最大限の職責を全うされることを願います。

管理者の最後の答弁をいただいて、私の質問といたします。

○議長(関口忠男君) 管理者、今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 湖北環境衛生組合の管理者として答弁をいたしますけれども、私は湖北環境衛生組合の管理者として、まず、心を傾けなくてはならないのはこの一部事務組合の構成する市民に対してだと思います。それを、仕事を執行する職員に対して、さらに傾けていかななくてはならないというふうに思います。

つまり、原点は何かと言うと市民でありまして、市民に対して奉仕する、全体の奉仕者としての職員であります。その奉仕者にきちっとした職責が守られるような、そういう環境を作っていかななくてはならないというふうに思います。

それが、まあこういう事案が起きたということに対しては、管理者として大変申し訳なく思っておりますけれども、そういう環境がなかったのではないかなという反省を管理者として大いに持っております。まあ二度とそういうことがないようにというのは、自らに対して強く反省を心掛けるように、ゆえにそういう言葉が出たんですけれども。私の意識としては、そういう、地域の人たちに対してもしっかりとそういう体制を組んで、失礼なことがないようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(関口忠男君) 次に、6番、高野要君。

○6番(高野要君) 6番高野要です。遅れまして大変申し訳ございません。これ、議案から大丈夫ですか。

○議長(関口忠男君) いや、一般質問です。

○6番(高野要君) 議案だめ。

○議長(関口忠男君) 議案はその次です。後から。

○6番(高野要君) ああ、そうですか。はい、すみません。じゃあ、一般質問ですね。臭気の問題についてお伺いいたします。

私も地元で議員をやっておりますね、私の本当にあの故郷でもございます。

しかしながら、もうここへ来ましてですね、ここ、この処理場は50年、約半世紀を超えるのではないかなあというふうに思っております。しかしながら、今日までですね、迷惑の掛からなかったことはない。一時にはですね、穴を掘って埋めたり、そういうことをしてきました。しかしながら、地域の住民はどうでしょうか。皆さんには何も言わない。そして、協力を

してきたわけであります。

そういった中で、今でもですね、もう臭気は出さないということで新しいプラントを造ったわけですが、未だにもってプラントの臭いは消えないということでございます。

まあ以前にも申しましたけども、野菜、そういった販売をしている方々も非常に困っているというような話でございます。まあそういった中で、いつもですね、臭気対策はしている、臭気は万全だという話でございますけれども、最近もですね、私のところへ臭いんだということで言っている方もおります。まあ、100パーセント無くすというわけにはいかないでしょうけども、やはり方法、やり方によっては、以前は煙突を高くしても大丈夫だったと言いましたが、未だに煙突は高くなっていない。同じであります。やはり私もちょっと様子を見てきましたが、低い所によその煙突と同じでは、やはり煙突はよそより低い分だけ低くなりますので拡散されません。ですから、こう空気と一緒に澱んでしまう。そういったことは当たり前のことであるかなと、かように思うところでございます。

そういった中でですね、今、この臭気、どこでもやっているかと思うんですけども、この対策、何かもうちょっとこれをしたら無くなるんじゃないかとか、そういったことをしてるのかですね、対策。簡単な質問ですがお伺いいたします。

○議長(関口忠男君) 事務局長、遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 臭気、臭いに対する組合の対応についてご答弁を申し上げます。

まず、悪臭防止法に準じるものとしたしましては、敷地の境界点2か所においては毎月、煙突の排煙については年2回、機械測定による検査を実施をしております。

また、法的なものと同様に併せて、毎月施設周辺の13地点において、職員がこの13地点を周りまして、人間の嗅覚による調査を実施しております。なお、臭いに関する苦情や問い合わせがあった際には、職員が現場に出向き、お話を伺い、実際に臭いの確認を行うなどという対応も実施をさせていただいております。

次に、臭いの一因となる汚泥の焼却につきましては、燃焼温度の調整や施設周辺の風向きや風量に応じたきめ細かい運転調整を行うよう心掛けております。季節ごとに運転時間の変更なども実施をしております。

しかしながら、現状では臭いを完全に封じ込めることは技術的にも難しく、組合といたしましては、引き続き地域の人たちの声に耳を傾けるとともに、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 6番、高野要君。

○6番(高野要君) まあね、そういう答弁しかできないと思うんですけどね、やってませんと言えば問題になりますしね。まあ今、拠点を立ててやっているんだということでね、多分やっているんでしょう。言ってるんですからね、間違いなく。

しかしながらね、やはり、見ているだけでは駄目なんですね。これプラントですから。機器の問題ですよ。どうしたらいいかっていうこと。それはね、職員の皆さんとね、昔お話ししたときに、今あるバグフィルタですね、これ焼却炉、肥料を作っておりますけれども、あれを無くすことによってね、まあ燃焼が無くなりますんで、臭いはしないって言うんですよ。そういったことの中で、もう今年ぐらいですとね、焼却ですか、資産、これももうですね、終わるかと思うんですよ、起債もね。そういった中では、あの肥料を作らなくてもいいんじゃないかなと思うんですね。確かに、もらって畑に振ればいいのかもしれませんが、しかしながら、この50年内の色々なことを考えると、肥料の問題だけでは済まないんじゃないかと思うんですね。やはり皆さんね、どうしてもね。今エアコンとかそういったものがありますから窓を開けなくて済みます。しかし、ね、50年前とかそういった当時はどうだったでしょう。大変ひどい思いをしてきたと思います。そういった中で解決策として、そういった、その何でもかんでもやらなくちゃならないというもの、それでなければですね、やはりそういったものは止めるべきだと思うんですよ。だから、地元が大事なのか、畑が大事なのか、私も農業しているから両方大事だと言えば大事でしょうけど、その辺のね、地元への配慮、迷惑施設への配慮。そうですね、迷惑施設へはこれで特段な配慮をしなくちゃならないというような条例が決められております。そういったことから追っかけたときには、やはりもうそういったことも考えるべきではないのかなと思うんですね。まあ、肥料を止めて、地元の人に少しでもいいからね、快適に過ごしてもらおうとね。私はそれがですね、この迷惑施設に対する考え方だと思うんですね。まあ、その位の配慮をなさייちゅうことです。一生懸命調査はしてる、調査はしても臭気は無くならない、ということでございますんでね、もう2回目ですけども、市長にですね、見解をお伺いいたします。

○議長(関口忠男君) 管理者、今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 現在の臭気対策でありますけれども、まあ今、事務局長が申し上げたとおりでありまして、今後、地域の人たちの声に耳を傾け、課題解決に向けて我々にどのようなことができるかということを探求してまいりたいというふうに思っております。

臭気の発生源となる汚泥の焼却については、今後、具体的に状況を精査し、汚泥焼却施設の在り方について正副管理者会議で協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 6番、高野要君。

○6番(高野要君) 今度2番目でいいんですよ。

○議長(関口忠男君) はい、2番にいらっしゃい。

○6番(高野要君) 地元、柏山浄化プラントと委員会とのですね。あれ、これじゃないな。ちょっとお待ちください。

委員会との和解について。私はですね、大変、和解が出来たということで喜んでおるとこ

ろでございます。しかしながらですね、この和解については疑問がございます。その疑問というのは市長もお分かりと思うのですけれども、今回のこの、まあ事件ですけれども、訴訟ですね、何と何があったか市長は理解しております。これは事務的な問題と、地元の金銭問題です。私はこの2つの問題、これを同時に解決することが本来の、私は和解であるのかなというように思っておったんですが、まあ、この地元についてはですね、何ら解決の策もなく、自分たちの都合だけによって和解がされております。

そういった中で、先日、市長から地元との和解というふうなお言葉をいただきました。もうしばらく経つわけでございますけれども、未だに和解の話は聞こえてございません。私は、この和解をすると言ったのは地元じゃなくて管理者の方から話が出たわけでございます。そういった中では、きちっと自分がそういった議会でのお話、答弁をした場合には、早急に地元へ声を掛けて、まあ結果はどういう結果が出るか分かりませんが、進めるのが本来の組織の在り方ではないかというふうに思うわけです。皆さん待ってるんです。今日傍聴に来ました。しかしながら入れてもらえませんが、外にいます。十何人とか二十人しか入れない。だから皆さん入れませんが、聴けなくて外にいます。皆さんは待ってるんですよ。そんな嫌なことは早く解決して、気持ちよく暮らしたいんです。市長、私はこの和解案、きちんと早急にやってほしいんです。自分たちは決着つきました。文書のミス、職員の不適切。しかしながら地元の人の汚名はどうなるんですか。お金を返さない、草刈りのお金が高すぎます、公金ですから支払ったお金が不透明ではまずいんです。働いてもらった金が不透明なものもありますか。それでもきちっと我慢しているんですよ。やはり迷惑施設、ここへ置いておくのであれば私は早急にですね、結果はどうあれ、和解解決をするべきだと思うんですが、管理者の見解をお伺いいたします。

○議長(関口忠男君) 管理者、今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 前回の定例会で私が答弁したとおりでありますけれども、解いて和するという解決の道を模索し、過去の経緯を2歩も3歩も退がって話し合うということが、原点に戻って行くことでございます。

そのために、一刻も早く和解を進めたいという高野議員さんの気持ち、地元の皆様の気持ちも十二分に分かります。その意を、本当に心から汲み取って、和解のテーブルにつきたいと思っています。その準備を進めて行きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(関口忠男君) 6番、高野要君。

○6番(高野要君) 副管理者もおりますけどね、なんかね、どちらが良いとか悪いとかの話じゃないんですよ。お互いにこういう施設はね、みんなで協力して、みんなで支えていかなくちゃいけないんです。何かあったときはお互いに助け合う。昔、川で大量に魚が死にました。でも皆さん文句言いません。一生懸命魚を拾ってね、猫にあげてましたよ。そんなものなん

ですよ。市長はね、良い悪いの判断をしようとしているからまずいんですよ。良い悪いの判断じゃないんです。この施設をみんなで大切にしていきましょう、そういうことなんです。

では、市長に一言ね、まだ時間ありますから話しますけど、小美玉市の市長さんは分かるかと思えますけども、この柏山浄化プラント対策委員会が草刈りを始めた理由は何です。ね、時の市長さん、〇〇さんもおったでしょう。地元とのコミュニケーションを取りたい、どんなことがあっても話し合いで済むようにしたいっていうことで、皆さんとここの仕事をやってくれって言ったんです。それがどうか変わってきちゃいましてね、規約が出て来ないから駄目だとかね、金が高いとかね。金が高い安い言ったって組合で決めたんですもん。議事録見て下さいよ。こっちで提案したわけじゃないんです。全部組合でやって、草刈りやったお前らが悪い、払わない。だから地元の人はずれでも我慢してる。それを市長ね、ちゃんと議事録でも何でも読んで理解しなくちゃいけないです。まして、どうのとかなんかじゃないの。会って話をしましょうって、それで結果が出るんですよ。だから和解をすと言ったら今日、表に15人も20人も来てますよ。もう終わるんだなって。誰も裁判なんか嫌なんですよ。その辺の所をね、もうそれ以上の答弁ないでしょうから結構ですけど、人の意というのを汲みなさいよ、心を。

私はね、もう同じ答弁しか返ってこないと思うんで、そういうことを言いたい。みんな共に生きてるんだっちゃんことをね。市長に言いたいことはそれだけです。後は淡々とですね、今言った言葉を忘れないでやっていただければと思います。

次にですね、議長、副議長の、まあ権限っちゃんか、調査権についてですね、お伺いいたします。私の認識ではですね、調査権についてはですね、地方自治法100条において議会の議決をもって、初めて議会に付与されると思いますが、つい先日ですね、まあ、そういう調査が行われた旨のお話をまあ間接的に伺いいたしまして。待てよと。議会の中で議員がね、調査権なんて発令もされていないで出来るのかなと。私も百条委員会、まあ出たりもしております、色々体験しておりますので、まあ分かるわけでございます。まあ百条委員会98条についてもですね、しっかりと読んでおりますし、いろんなどこでも聞いてもおります。

この問題はですね、まあ議長、副議長いますけど、議長、副議長に聞く問題でもございませんでね、これ事務局で聞く問題なんです。まあ、この議長、副議長にですね、調査権ですね、まあ職員、まあ議員もそうですけども、議員、職員にですね調査する権限があるか、ですね。これ、石岡市の準ずるということであれば、石岡市ではそういう調査権はありません。初めて議会で付与されて初めての調査ですから、まあ百条委員会、特別以外に調査権はないんですよ。ですからその辺の所をですね、まあ、この湖北環境衛生組合の組合はですね、そういうところがどういうことなのか私にも分かりませんので、事務局長にですね、その権限についてね、調査権についてをお伺いをいたします。

○議長(関口忠男君) 事務局長、遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 議長，副議長の調査権についてお答えを申し上げます。

一般的な解釈といたしまして，調査権は議会にのみ認められたもので，議長，副議長，委員長，議員にはその権限はないと解されております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 6番，高野要君。

○6番(高野要君) どういう答弁が返ってくるのかなと思いましたが，湖北環境衛生組合もですね，まあ石岡に準ずるといふことなのかなと思ひまして，安心した所でございます。

それではですね，もしですね，こういうことがですよ，まあ議長，副議長がそういった職員，または議員を調査したというようなことがあった場合ですね，それは地方自治法でどうなっているのか知らないですけども，私はとんでもない越権だと思うわけでございますけれども。その辺の所はどうなんですか，これ。ただの越権で済まされるんですか。これが事実としたときのですね，その議会での対応とかそういったこと，何か例があればお伺いをしたいと思ひます。

それとですね，あと権限はないといふことなんですけども，あと職員ですね，職員の任命権者，これは市長で間違いございませんよね。

あともう1つ，これ2回目だよ。それとね，議長の，私詳細が分からないんです，職務の権限といふのはね。先日もそうでしたけれども，あの，視察に関しましても，私議運でしっかりと皆さんと議論して場所をどんどん決めたんなんですけども，まあ，議長の権限で視察は行かなくてもいいんだよといふようなことを聞きましてね，じゃあ議運開いてもしょうがないなといふことでね，終わったんですけども。やっぱり我々，議運等々もあります。自分の所でしっかりと審議したとか，いかなることがあつても自分の所で結果を出したい。それが私，議会制民主主義だと思うんですけども，その辺の所もですね，ちょっと議長の職務権限ですね，これについて，お伺いいたします。

それでは私の認識をちょっとね，話してみますけども，議長にはですね，議事整理，あと代表権ですか，その位しかないと思うんですけども。事務局長，説明ができればお願いいたします。

2回目の質問は以上になります。

○議長(関口忠男君) 高野議員に申し上げます。議員の議会に対する質問は一般の事務調査には入りませんので，質問の範囲を超えておりますので，答弁はできません。

○6番(高野要君) いやいや，事務調査それはないでしょうそれ。やっぱりね，議会での議会運営についての質問で，私は一般論でね，聞いてるんで，個人的なものでもなんでもございませぬし，議会は一般論を聞く権利はあるわけですよ。じゃあ，何条の何項ですか。

○議長(関口忠男君) 一般質問につきましては。

○6番(高野要君) これ一般質問。

○議長(関口忠男君) 組合の事務に対する質問しかできませんので、議会に対する質問はできません。

○6番(高野要君) いや、議会に対する質問じゃないんですよ。一般論で聞いているんです。石岡市議会でもそうですけど、議長と副議長に質問することはできます。

しかしながら、一般論で事務局長に、こういうことがあった場合にはどうなんですかと聞くことは可能です。

○議長(関口忠男君) では、あの答えられる範囲で。

○6番(高野要君) ええ。2回目ですから答えられる範囲で答えて下さい。

○議長(関口忠男君) 事務局長，遠藤君。

〔間違わないように〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長(遠藤正志君) お答えをいたします。まず、議長、副議長が調査をした場合の仮定ということでのお話でございましたが、仮定という前段がございますので、答弁については控えさせていただきたいと考えております。

また、議長の権限につきましては、議員ご質問のとおりかと考えております。

以上です。

○議長(関口忠男君) 次に、14番，市村文男君。

○14番(市村文男君) 14番市村でございます。まず、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

まず、第1項目目、和解についてでございますが、これは地元の議員であります高野議員さんからございまして、私のような川向うの方から質問する内容ではないように思いますので、取り下げさせていただきます。

第2点目の1月22日の全員協議会で報告のあった事件についてということでございますが、これにつきましても村上議員の方から質問がございまして、私の方は別な観点からちょっとやらさせていただきます。

まず、報告にあったようなことはそれなりの原因がなければ起きなかったのかなというふうに思っております。もちろん、いかなる理由があるにせよ、暴力行為があってはいけないというふうに思っておりますが、原因ということになりますと、職員にも問題は無かったのかなというふうにも思うわけでありまして。どの程度の暴力であったのかということでございます。

それから、この問題が発生した日の一部始終を職員が録音をして、その内容を当事者以外の者に聞かせたというお話を聞いておりますが、録音による記録をすることを事前に了解を得てやっていたのか、そういうことでございます。こういったことは、適正にやらないと信頼関係が保てなくなるし、場合によっては守秘義務違反にも繋がるのではないかと思います。

正副管理者につきましては、だいたひ村上議員からありましたけれども、私はこれにつきま

しては管理者問わず、副管理者にもお答えをいただきたいなと思っております。そういう中で、早いうちに和解をしたというお話も聞いておりました。今は被害届を出している状況であるというようなお話も聞いておりますが、一体どれが事実なのか、その辺がどうなっているのか、良く分かりませんのでその辺をお願いしたいと思っております。

また、このようなことは結果だけを見て、片方を一方的に責めるのは良くないと私は思っております。公平性を欠くことになるということでもあります。それにつきましてはですね、この組合議会が正しく理解したうえで、どう対応すべきか十分議論をして決めていく必要があると思っております。

結局、石岡の市議会は辞職勧告を決議した話も聞いておりますが、まあ石岡の市議会がそのようなかたちで進んでいるのであれば、この議会としてどこまでやるのか、石岡の市議会に委ねるということで決めてもいいのか、この組合議会の姿勢を決めていかなければならないというふうに思っております。

これ最後までやっちゃっていいんですか、3点。

○議長(関口忠男君) ええ、そうです。

○14番(市村文男君) このまま。この前聞いたときは一括して全部。

○議長(関口忠男君) いや、1, 2, 3になってるんで。

○14番(市村文男君) 分かりました。はい。

○議長(関口忠男君) あ、違う。あれ。あ、これその下までやってください。

○14番(市村文男君) はい、それではあの3番目です。本組合の会議規則は石岡の市議会の規則に準じて、となっておりますけれども、違うのかどうか。

令和2年1月22日の全員協議会の。

○議長(関口忠男君) あ、すいません。今ので1回終わりです、質問は。これは別ですね。すいません。

○14番(市村文男君) 事務局で聞いても、ここで聞いても話が違うんで。戸惑っちゃいました。

○議長(関口忠男君) 点の打ち方が。そうだな。

事務局長、遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 私から令和2年1月22日の全員協議会で報告にあった事件についてお答えを申し上げます。

まず、事件が発生した原因、暴力行為の具体的内容につきましては、現在、石岡署捜査機関において捜査中と伺っております。従いまして、今後捜査において明らかとなる事実の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、録音を当事者以外の者に聞かせていないかというご質問でございますが、まず、録音につきましては、報告等の正確性の確保のために職員の手控えを目的としております。こ

の度、捜査機関の要請に基づき音声データの提出はしておりますが、それ以外、外部への開示は行っておりません。

また、相手方への了承は得たのかにつきましては、あくまで目的は職員の手控えでございますので了承は得てございません。

また、組合議会内での議論につきましては、執行部における答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 14番, 市村文男君。

○14番(市村文男君) 組合の議会がということは、答弁を差し控えるということでございますが、実はこのことをこの前の全員協議会でお話をしたかった。で、一方的に取り下げられました。通告がないということでしたので、それで3点目の質問ということになっております。

この事件発生後の正副管理者会議の概要って言いますか、なんかさっぱり、さっきから聞いてて分からないんですが、その辺はつきりもう1回お答えいただければありがたいです。

○議長(関口忠男君) 管理者, 今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 10月16日に事案が発生したことでありますけれども、3回、正副管理者会議の中で、特に細心の注意を払ったのは正確な事実の確認。それを注意して行ったということでございます。時間も掛かりましたし、思い込みでやってはまずいなということもありましたので、そういうことを注意して行いました。

よろしいでしょうか。

○議長(関口忠男君) 14番, 市村文男君。

○14番(市村文男君) なかなか理解できませんが、2点目終わりにします。

最後に3点目の湖北組合議会の会議規則についてでございます。石岡市議会の規則に準じていると思っておりますが、違うのかどうかということが1点。この前の全員協議会の報告に対しまして、質問や意見を受け付けなかったのは石岡市議会の全員協議会に準じての対応なのか、そうでなければ特別な理由があったのか。

また、当日、議長より通告が無いということではなされました。事前通告が必要なのかどうか、開催通知にはそのような記載はされていなかったのですが、これらの対応に対する根拠となる会議規則の説明をお願いしたいと思います。

○議長(関口忠男君) 事務局長, 遠藤君。

○事務局長(遠藤正志君) 私から本組合の会議規則についてお答えを申し上げます。

本組合議会の規則につきましては、湖北環境衛生組合議会会議規則に則っております。

また、石岡市議会の会議規則等についての答弁は控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(関口忠男君) 14番, 市村文男君。

〔会議規則の提出だよ〕と呼ぶ者あり〕

○14番(市村文男君) あんまり簡単なんで、ちょっとがっかりしております。

この、当日通告が無いと言われたことについて、私は非常に憤慨をしております。あの時は、私はこの組合議会として、この事件についてですね、どの様に処理をしていくのか、それから、組合議会としての対応をまず皆さんで話し合いをするべきだろうというお話をしたかった。もうやってしまったことは、あるいは暴力とか、まあそれは今、捜査中ということでございますが、石岡の市議会では既に辞職勧告が決議をされている。そういう中では、この組合としてはどう対応をしていったらいいのか。私どもはできれば、小美玉市ですから余計なことには関わりたくないのが本音ではありますが、やはりこの組合議会としての責任を果たすべきだろうというのが私の考えであります。

以上であります。

○議長(関口忠男君) 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

6番, 高野要君。

〔市村文男君退席・出席議員14名〕

○6番(高野要君) 6番高野要でございます。

議案3号・専決処分に対する承認を求めることについて、和解の内容についてお伺いいたします。

この件につきましてはですね、先程ちょっと勘違いしてお話を申し上げましたが、まあ和解、これは大変殊勝なことでございます。揉め事はですね、この機会で和解するということは大変良いことではありますが、本当にこの和解、事務局長、管理者の皆さん、和解となったのでしょうか。この問題2つあります。

1つは何でしょう。行政の問題、組合の問題、汲み取りの問題、あとはどうでしょう。地元の金銭問題、横領ともとれる、詐欺ともとれる。そういった問題でどちらも重い話ではありますが、なぜ管理者はですね、これをね、本来の和解というのは訴状の中、全てこれを解決して和解だと思うんですよ。自分たちだけが和解をして、そして地元はおざなりにする。この和解、私は非常に憤慨しております。あとの問題、これをどうするのか。今泉市長はですね、この2つの問題だけだと思っているんですか、今回のこの訴状。

まずはね、このことについてね、私は大小の問題でなく、やはり自分たちが良けれりゃい

い、そういう問題ではない。こちらの行政の中でも佐藤さんという方には一般の元代表ですけど個人です。その個人に100万円からのお金を、ここの草刈りやっただお金を戻させろと原告が話しているというような、そういう訴状も起きているんです。やはり代表者であればそれも致し方ない。しかしながらこれは個人に出しとるんですね。

だからこういったことが起きてる中で、今泉管理者、あと副管理者の皆さんにもお伺いしたいですが、地元というのをどういうふうに考えているんだと。俺たちだけが終われば良いんだ、物事はそれで済まないでしょ。私が管理者にはなれないけど、私が管理者であったら、まず地元を解決して、それから自分たちのところに入ります。私はそれが本来の姿だと思うんですが、ねえ、この今回の3号、専決処分、ええ良いことですよ。しかしながらこの辺の所、あの、今泉市長はね、どのような見解でいるのかね、まずはお伺いいたします。

○議長(関口忠男君) 高野議員に申し上げます。

あの、議案第3号はあくまでも弁護士報酬金の支払いについての増額の予算なので。

○6番(高野要君) 関連できるだろうよ。関連事項には入ると思います。弁護士の費用、これ全て、ええ。費用は。

○議長(関口忠男君) では答えられる範囲で。

管理者、今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 和解に至る経過として、弁護士の費用が必要だということでありましてすけれども。和解に至るためには、基本的に話し合いしかないと思います。原点に戻って、先程も申しあげましたけど、2歩も3歩も退がって、お互いの反省に立って話し合っていくということが基本原則だと思っています。それが出来なくなると、裁判とかという形になるんですけど、それが逆になった流れですので。今回も、そういう〇〇に関しては、大変貴重な機会と捉えて、謙虚に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長(関口忠男君) 6番、高野要君。

○6番(高野要君) はっきり言って失礼ですけど、言っている意味が分かりません。私が言っているのは違うでしょ。やっぱりこれ1つの事を言ったようにね、今、お金の話ですけども、弁護士さんに費用を払うんでしょ。ここのことに絡んだお金でしょ。で、お金を払うのであれば、両方一緒に片づけても良かったんじゃないのと。むしろ自分たちのことよりも、まあ今裁判というような声が出てきましたけど、根底にあるからそういうことが中々思うようにいかないんですよ。分かりますか。物事片づける時に、自分だけが良ければいいというのはまずいんでしょって言うことを言ってるんですよ。それで自分たちが決まりついたからここでお金払って終わりにする、終わってないでしょ片方は。横領とか詐欺にまでなっているんですから。そういうことを言ってるんですよ。しっかりとしなさいということ言ってるんですよ。自分だけじゃなくて人を考えなさいということ言ってるんですよ。

私はですね、こういった問題、あんまりね、もう言いたくもなくなってきました。しかしな

がらですね、大変な問題なんです。これ一事不再理ですね、今度もうこの裁判はできません。そういったことになりますと、市長さんね、どうするんですか。今、市長さん言いましたよね、話し合いがつかなければ裁判。これ一事不再理で、もう終わりです。終わりだっていうことは、このこと全部、原告がやってきた、おかしいんじゃないかという訴訟をね、これ全部無くなるんです。分かります、私の認識ですよ、弁護士じゃないんで。そうしたときには今言ったように、元に戻さなくちゃいけない。弁護士はそれで納得するんですか、そちらの。違うでしょ。地元の人に対して今でも裁判やってますけど。市長、お金払わないでやってるんですよ。そういったこと考えたら、本当に噛み合っていないんです。だからもう少しね、やはり管理者であるという自分でね認識、これをね、きちっとしてもらいたい。

私はですね、まあ、どうしても一緒にですね、やってもらいたいというようなことでね、この議案に対して〇〇、そういった心残りがありますので賛成できないんですけども、こういう中途半端なね、和解でね、弁護士にお金を払うというのはおかしい。弁護士であったら、全て解決してお金をもらうのが当然の行為である。それを求めない管理者、私はあなたに大きな問題がある、かように思っております。

2回目終わります。答弁いりません。

○議長(関口忠男君) 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

6番、高野要君。

○6番(高野要君) ええ、私はですね、今回、今、質問させていただきましたが、この点にしましてはですね、非常に地元、地元の住民、50年も、皆様にですね、この地域を守ってきた、本当に気持ちの良い素晴らしい地区であります。しかしながら、今回、このようなかたちの中で本当に。

○議長(関口忠男君) あの、高野議員。

○6番(高野要君) 討論でしょ。

○議長(関口忠男君) どれに対しての討論ですか。

○6番(高野要君) ああ、今のやつは3号。

○議長(関口忠男君) 議案第3号ですね。

○6番(高野要君) はい、すみません。議案第3号・専決処分に関する承認を求めることについて、討論を行います。

私はですね、今述べましたけど、そんなにね、もう言っても仕方ないなという感じでございます。しかしながら、地元の人たちがこれだけ苦慮して、今でも苦しんでいる。そうですよ。何回も言いますが、言葉悪くすれば人には犯罪者扱いされ、そうしているわけです。そして行政の方からはどうでしょうか。もう草刈りはやっても、400万円にもなるようなお金が

貰えないそうです。一方的に契約も解除されました。しかしながら地元の人は覚書のもとに一生懸命まだ草刈りやっています。そういった中で、本来解決するんであれば、一度に解決して、金銭問題もそうです、払わなけりゃ払わないでいいんです。何もかにもくれとは言わないと思います。そういったことをね、勝手な判断でね、自分だけ、行政が握るようなね、こういった行為は許せないわけであります。

私はですね、今回のこの件に関しては、管理者が自らですね、本来は解決するべきであったのかなというふうに思っております。そういったことを考えると、この弁護士の費用というようなことで、今堂々と述べておりましたが、払うに値しない。それは何故かと言うと、結果を出していない。きちっとした結論が出ていない、ということであります。

私は、この専決処分に対しては反対です。皆さんのご理解を賜れるよう、心からお願い申し上げます、反対討論を終わります。

○議長(関口忠男君) 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第1号・令和2年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて(令和元年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号))を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第3号・専決処分に対し承認を求めることについて(令和元年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第2号))を採決いたします。本案は、起立により採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。原案のとおり、決することにいたします。

次に、議案第4号・湖北環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第5号・湖北環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定す

ることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第6号・湖北環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関口忠男君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和2年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後4時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 今 野 貴 子

署名議員 鈴 木 康 仁